

次の契約を一般競争入札の方法により締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年6月12日

東大阪市長 野田 義和

制限付き一般競争入札実施要領

1 入札に付する事項

- (1) 件名 大気常時監視用浮遊粒子状物質自動測定機賃貸借【長期継続契約】
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) リース期間 令和9年3月1日から令和14年2月29日まで
- (4) 設置場所 仕様書のとおり
- (5) 入札金額 月額リース料（税込）
- (6) 仕様書等 環境部公害対策課ウェブサイトへ掲載する。

2 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市役所 総合庁舎15階 環境部 公害対策課
- (2) 日時 令和8年6月12日（金）

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、

- (1) 令和6・7・8年度東大阪市入札参加有資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (2) 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

4 スケジュール

項目	日程	手続きの方法	詳細
質疑受付	令和8年6月12日（金）から 令和8年6月17日（水）正午まで	環境部公害対策課 へメール	5を 参照
入札参加資格 審査申請	令和8年6月12日（金）から 令和8年6月22日（月）正午まで	公害対策課へ持参	6を 参照
入札参加の辞退	令和8年6月29日（月） 入札開始まで	電話にて環境部公 害対策課に連絡	6を 参照
入札及び開札	令和8年6月29日（月） 午後2時40分	第1入札室にて行 う	7を 参照

5 質疑受付について

入札参加を希望するものが質疑を行う場合は、入札参加者名を特定できる内容を記載しないうえで、質疑書（ウェブサイトからダウンロードすることができる）により環境部公害対策課までメール（kogaitaisaku@city.higashiosaka.lg.jp）にて令和8年6月17日（水）正午までに送信すること。

なお、質疑に対する回答については、令和8年6月19日（金）までに公害対策課ウェブサイト（環境部公害対策課に係る入札について）において提供するものとする。

※ 環境部公害対策課に係る入札について

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000019846.html>

6 入札参加資格審査申請に関する事項

（1）入札参加資格審査申請の必要書類について

入札参加を希望するものは、次の書類を提出し、入札参加の資格審査を受けなければならない。

番号	書類の名称	注意事項	様式番号
1	入札参加申請書		様式1
2	受付票	会社名を記入しておくこと	様式3

3	760円分の切手を貼った長3号封筒(速達の簡易書留)	入札参加確認通知書の返信用封筒に使用するので、宛名を記入しておくこと。	
---	----------------------------	-------------------------------------	--

●様式1、3については、ウェブサイトよりダウンロードしてください。

(2) 入札参加資格審査申請の場所及び日時など

ア 申請場所

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市役所 総合庁舎15階 環境部 公害対策課

イ 申請方法

申請場所に持参(郵送不可)

ウ 申請期間

令和8年6月12日(金)(公告掲示後)から令和8年6月22日(月)正午まで

エ 受付時間

申請期間のうち、午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

※ 最終日の令和8年6月22日(月)については正午まで(時間厳守)

(3) 入札参加資格の審査及び通知

入札参加資格審査申請に係る提出書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和8年6月24日(水)までに発送する。

(4) 入札参加資格を認めなかった理由の説明に関する事項

ア 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を認められなかった者は、その理由について説明を求めることができる。

イ 前号の説明を求める場合は、令和8年6月25日(木)までに本市環境部公害対策課まで書面を持参の上、提出しなければならない。

ウ 説明の求めがあった時は、令和8年6月26日(金)までに書面により回答す

る。

(5) 入札参加の辞退

入札参加資格審査申請の書類を提出後、入札の参加を辞退する場合は、令和8年6月29日(月)入札開始までに電話にて環境部公害対策課に連絡の上、入札辞退届を提出すること。

(様式については、ウェブサイトよりダウンロードしてください。)

7 入札及び開札の場所及び日時等

(1) 場所

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市役所 別館2階 第1入札室

(2) 日時

令和8年6月29日(月)午後2時40分(時間厳守)

(3) 開札は、入札直後同室で入札者立会の下で行う。

8 入札に参加することができない者

(1) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止となった者

(2) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外となった者

(3) 入札参加資格審査申請期間に申請しなかった者

(4) 入札に参加することが適正でないと決定された者

9 入札保証金に関する事項

東大阪市財務規則第96条第2号の規定により免除する。

10 入札の無効に関する事項

東大阪市財務規則第102条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

11 入札の方法

(1) 入札に遅刻又は無断で欠席した場合は、無効とする。

(2) 入札書に記載する金額は、消費税を含んだ月額を、算用数字を用いて記入し、金額の冒頭には必ず¥マークを記入すること。

(3) 入札者は、入札済みの入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札書は、入札室に用意してある入札箱に投函すること。)

(4) 入札用紙は必ず交付した規定の用紙に限ること。

(件名、金額、日付の間違い及び訂正、追記、挿入、押印洩れ等は、無効となるので注意すること。)

※入札書は入札参加資格審査申請の際、窓口にて配布する。

(5) 代理人により届出されている使用印鑑以外の印鑑を用いて入札する場合は、入札時、委任状を提出しなければならない。委任状には次に掲げるものを記載し、届出されている使用印鑑及び入札時に代理人が使用する印鑑を押印すること。

(届出されている印鑑を入札書に押印する場合、委任状は不要です。)

①入札日及び件名

②申請の商号又は名称及び所在地

③代表者又は受任者（支店等で申請されている場合）の職及び氏名

④代理人の氏名

1.2 落札者決定方法

(1) 落札者の決定は本市予定価格以内の最低額をもって入札した者とする。

(2) 予定価格内での入札が無い時は、直ちに再度の入札を行う。再度の入札の回数は2回とし、その結果落札者がいない場合は、入札は取りやめとする。

(3) 落札となるべき同価格の入札者が2者以上の場合は、クジにより落札者を決定する。

1.3 契約事項

(1) 落札決定後、東大阪市財務規則第111条の規定により契約書を作成する。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の3に相当する額以上とする。

(1円未満の金額は、1円に切り上げ)

但し、以下に該当する場合は、契約保証金を免除とする。

①東大阪市財務規則第117条第1号の規定により履行保証保険に加入する場

合。

② 単年度当たりの契約金額が500万円未満の場合。

1.4 支払事項

支払いは、令和8年度については当該年度分を令和9年4月末日までに、令和9年度から令和12年度においては、4月から9月分を10月末日までに、10月から3月分を4月末日までに、令和13年度については4月から9月分を10月末日までに、10月から2月分を3月末日までに、東大阪市に請求するものとする。

東大阪市は適正な支払請求書を受領後、30日以内に支払うものとする。

1.5 その他

(1) 地方自治法及び同法施行令、その他関係法令に則ること。

(2) 東大阪市財務規則を遵守すること。

(3) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。

①親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者

②親会社を同じくする子会社同士の者

③一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

④一方の会社の役員、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

(4) 本契約は、『東大阪市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例』で規定する長期継続契約となり、予算の減額又は削減があった場合は、契約期間中での契約解除を行う場合がある。

1.6 問い合わせ先

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市環境部公害対策課 TEL 06-4309-3204

メールアドレス kogaitaisaku@city.higashiosaka.lg.jp

公害対策課ウェブサイトアドレス

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000019846.html>

仕 様 書

1 件名

大気常時監視用浮遊粒子状物質自動測定機賃貸借【長期継続契約】

2 品名と数量

浮遊粒子状物質自動測定機 1 式

(1 式の構成内訳)

(1) 浮遊粒子状物質測定装置 (測定部本体) 1 台

(2) 記録計 (測定データ等を記録するもの。) 1 台

(3) ケース (上記全てを収納できるもの) 1 個

3 規格及び仕様

仕様書 (別紙) のとおり

4 賃貸借契約期間

令和 9 年 3 月 1 日から令和 1 4 年 2 月 2 9 日 (6 0 か月)

5 納入日

機器については、契約締結後速やかに納入し、原則として令和 9 年 2 月 2 6 日までに納入し、測定が行える状態にすること。納入については平日のみとする。

6 機器納入後契約期間までの賃借料

賃貸借契約期間開始日より前に納入された場合は、開始日までを導入期間として賃借料は発生しないものとする。

賃貸借契約期間内の納入については、納入月の月末までは導入期間として賃借料は発生しないものとする。その場合のリース契約期間の変更は行わない。

7 設置場所

東大阪市大気汚染常時監視測定局『環境衛生検査センター局』

(住所) 東大阪市西岩田3丁目3番2号 3F (エレベータ有)

8 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の3に相当する額以上とする。

(1円未満の金額は、1円に切り上げ)

但し、以下に該当する場合は、契約保証金を免除とする。

①東大阪市財務規則第117条第1号の規定により履行保証保険に加入する場合。

②単年度契約金額が500万円未満の場合。

9 既存機器

受注者は納品時に現在上記設置場所に設置してある浮遊粒子状物質自動測定機[株式会社堀場製作所製 APDA-3700] (付帯設備等東大阪市が指示するものを含む)を無償で引き取ること。

10 契約期間満了後

賃貸借契約期間満了後、市がすべての債務を履行した場合は、物件を無償譲渡するものとする。

仕 様 書 (別紙)

1 品名 浮遊粒子状物質自動測定機

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 浮遊粒子状物質測定装置 (測定部本体) | 1 台 |
| (2) 記録計 (測定データ等を記録するもの) | 1 台 |
| (3) ケース (上記全てを収納できるもの) | 1 個 |

2 納品先

東大阪市大気汚染常時監視測定局『環境衛生検査センター局』

(住所) 東大阪市西岩田3丁目3番2号 3F (エレベータ有)

3 納入期限、保証期間及び保険

(1) 納品期限

令和9年2月26日 (金曜日) まで

(2) 保証期間

納入後1年間

(3) 保険

契約期間中は継続して受注者を被保険者として、物件に動産保険を掛け、保険料を負担すること。

4 機能及び性能

(1) 測定部本体

(ア) 「環境大気常時監視マニュアル第6版 (環境省)」に規定する仕様を有すること。

(イ) 測定方法は、ベータ線吸収法とする (JIS B7954 に準拠)。

(ウ) 「環境省環境大気自動測定機のテレメータ取り合いの共通仕様 (改訂版)」に従い、既設のテレメータシステムに接続・出力すること。また、出力についてはデジタル・アナログ両方の通信が可能であること。

(エ) 参考機種及び品番

- ①株式会社堀場製作所製 APDA-3700
- ②紀本電子工業株式会社製 PM-711
- ③東亜ディーケーケー株式会社製 DUB-357C

以上の機種もしくは同等品以上を可能とする。また、後継の新機種がある場合はその機種とする。

(2) 記録計

記録計は次の通りとする。

- ・記録方式：1時間値はアナログ記録及びデジタル記録として出力できること。アナログ印字方式は瞬時値及び1時間ごとの鋸歯状波形を打点すること。デジタル印字方式は、毎正時に1時間値を印字すること。
- ・記録紙：帯状・折りたたみ式であること。
- ・紙送装置：停電時は、停電時間分の自動紙送りをすること。
- ・その他：「調整中」「電源断」等の信号を出力できること。

5 据付・調整等

- (1) 東大阪市の担当者の立ち合いの下、測定機を納品先に搬入し、指定場所への据付・調整を行うこと。その際、測定局にある他の機器の動作を妨げないように設置すること。
- (2) 上記(1)に当たっては、事前に東大阪市と協議し、その了承を得ること。なお、リース開始日までに据付・調整及び測定機とテレメータとの接続及び性能試験を実施し、測定が正常に行える状態にすること。
- (3) ケースは金属製（又は同等の強度があること）で、中に測定部本体、記録計を納めることができ、下部にストッパー付きの樹脂又は強化ゴム製のキャスターがあり、軽く移動させられること。測定部等のメンテナンスが行い易いように、上面又は側面等に開閉式の扉やガイドレール等を設けること。）
- (4) 既存の集合採気分配管に適正に接続すること。
- (5) 据付・調整の完了後は速やかに東大阪市にその旨を文書で報告すること。
- (6) 据付・調整等の経費は全て納品者の負担とする。

6 付属品 納入測定機について以下のものを付属品とする。

- (1) 保証書 1部
- (2) 性能試験報告書 1部
- (3) 性能証明書(※) 1部

※納品される固有製造番号の製品に対して、「4 機能及び性能」の性能を有することを証明するもの。

- (4) 測定器取り扱い説明書等 紙媒体2部
取り扱いマニュアル、保守マニュアルを含む。
- (5) 記録計用取り扱い説明書等 紙媒等2部
取り扱いマニュアル、保守マニュアルを含む。
- (6) 測定機の保守点検に必要な資料 紙媒体2部
- (7) 製造メーカーの定める標準付属品(※) 1式
- (8) 製造メーカーの定める特別付属品(※) 1式
- (9) 本市が特別に定める下記付属品(※) 1式

- ・製造メーカーが取扱説明書で定めている(推奨している)もので、今後3年間で必要な定期交換部品(但し、前(7)、(8)で附属のものは除く。)
- ・当初のメーカー取扱説明書に記載が無くとも、契約後3年間の間に新たに交換する必要がある部品(納品後に判明した場合は無償提供すること。)

※(7)、(8)、(9)の部品のうち保存期間のあるものについては必要の都度納品すること。

7 アフターサービス及び緊急時対応

- (1) 納入された測定機について、「ネット経由でのデータ収集等」の運用段階で親局からの遠隔操作を行うためにソフトウェア等の改造が必要であることが判った場合は、無償で対応すること。
- (2) 納入された測定機について欠陥・トラブル等が判明した場合については、速やかに連絡すると共に、必要な技術情報を提供すること。
- (3) トラブル等について自社で対応できない場合や、緊急時の対応を委託契約している場合には、速やかに委託先に連絡のうえ必要な対処を行うこと。
- (4) 当該測定機の納品までに、東大阪市が保守管理を委託しているメンテナンス会

社に対し、保守管理に必要な技術研修やアドバイスを行うこと。

- (5) 1年間の保証期間中に「環境大気常時監視マニュアル(第6版)」の第3章3.5に記載されている精度が確保できない場合、使用者に責のある場合を除き無償で対応すること。この場合、特別な場合を除いて、市より依頼のあった日から起算して14日間以内に対応すること。

8 支払条件

令和8年度については当該年度分を令和9年4月末日までに、令和9年度から令和12年度においては、4月から9月分を10月末日までに、10月から3月分を、4月末日までに、令和13年度においては、4月から9月分を10月末日までに、10月から2月分を、3月末日までに請求するものとする。

東大阪市は適正な支払請求書を受領後、30日以内に支払うものとする。

9 その他

- (1) 本仕様書で使用する用語は、基本的には、JIS B7954及び関連するJIS規格に規定するものとする。
- (2) 納入する測定機は通常の定期点検及び部品交換(故障修理、オーバーホール含む)で納入後10年間の継続使用に耐えるものであること。
- (3) 納入する測定機には、型式及び製造番号、製造年月を記載した銘板を測定機表面の見易い位置に取り付けること。
- (4) 特に定めのない事項については、別途協議して決めるものとする。